

令和5年7月27日（木）

第7回定例教育委員会秘密会

会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和5年7月27日(木) 午後2時30分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 丸 智彦 委員 蒲田 知子
委員 村松 弘康 委員 新山 訓代
委員 中村 通宏
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 山田和夫 総務課長 高橋 純
指導課長兼小中一貫推進室長 森谷 朋子
指導課主幹 中山千草
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 3 0 分開会

○丸教育長 ただいま事務局より追加議案が提出されました。追加議案については日程に追加し、直ちに議題としますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丸教育長 それでは、御異議ないものと認めます。

なお、追加議案第 2 号、令和 6 年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択については、採択に当たり静謐な環境を確保するため、また義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 1 2 条及び第 1 3 条の規定による柏市、鎌ヶ谷市及び我孫子市の 3 市で構成する教科用図書東葛飾東部採択地区協議会における共同採択であることから非公開の申合せとなっています。非公開で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丸教育長 御異議ないものと認めます。よって、追加議案第 2 号の審査は秘密会とすることに決定されました。関係者以外の職員の退席をいただき、審議を行います。関係者以外の方は御退席願います。

(関係者以外退席)

○丸教育長 これより議案について審査いたしますが、秘密会とされた議案の議事内容については、その秘密性が継続している間、秘密を漏らしてはならないこととされています。秘密を漏らすことは、教育長については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 1 条第 1 項、委員については、同法第 1 2 条第 1 項の規定に、また事務局職員については、地方公務員法第 3 4 条第 1 項の規定に違反することとなりますので、念のため申し上げます。

追加議案第 2 号

○丸教育長 それでは、追加議案第 2 号、令和 6 年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

○森谷指導課長 追加議案第 2 号、令和 6 年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択についてです。

提案理由は、令和 6 年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書のうち知的障害児童生徒用（☆本）、拡大教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書を採択するため、提案するものです。

今年採択対象となりましたのは、令和 6 年度使用小学校用教科用図書、2 ページのものでございます。こちらが過日行われた採択協議会で選ばれた教科書となっています。

続きまして、3 ページ、4 ページは中学校、特別支援教育用ですが、こちらは今使用しているものを来年度もそのまま使用するということになっています。

5 ページ、6 ページ、7 ページ、8 ページにわたっていますものが学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書です。こちらに関しては、現在使用しているものに加えて新しく 4 冊が採択されました。以上になります。

○丸教育長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。
——よろしいですか。

それでは、ないものと認めます。追加議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

追加議案第2号、令和6年度使用小・中学校用教科用図書、文部科学省著作教科書、拡大教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって追加議案第2号は可決されました。

○丸教育長 以上をもちまして令和5年第7回定例教育委員会を終了します。
お疲れさまでした。

午後2時32分閉会